

印西市地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、印西市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第6項の規定に基づき、印西市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（代理出席）

第2条 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、その属する団体から代理の者を出席させることができる。

2 委員は、必要に応じ、あらかじめ会長に申し出て、その属する団体の職員等を随行員として、会議に同席させることができる。

（会議録の調製）

第3条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

（1）開催の日時及び場所

（2）出席委員等の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名する議事録確認者が確認した日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第4条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

（傍聴）

第5条 何人も、会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。